

藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防止することにより人命への危険性を少なくするために、ブロック塀等を撤去し、又は安全な工作物等に更新する工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

一般の交通の用に供されている道路に面し、延長が1メートルを超える、かつ、道路面からの高さが1メートルを超えるコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀及び石積塀その他これらに類するもの並びにこれらを組み合せた塀（擁壁の上に築造されている場合は、高さが0.6メートルを超える、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1メートルを超えるもの）をいう。

(2) 安全な工作物等

フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣その他市長が認める工作物をいう。

(3) 安全対策工事

ブロック塀等を撤去し、若しくは道路面からの高さを0.4メートル以下にする工事又はそれらに引き続き安全な工作物等を設置する工事をいう。なお、安全な工作物等を設置するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路内には築造しないものとする。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、市内の戸建て住宅及び市が定めた津波避難路に面する共同住宅や駐車場等に附属するブロック塀等の安全対策工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

(1) 交付決定以前に着手している工事

(2) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、ブロック塀等が附属する戸建て住宅の所有者で自己又は1親等の親族の居住の用に供しているもの及びブロック

埠等が附属する津波避難路に面する共同住宅や駐車場等の所有者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 過去に同一の敷地内において実施した安全対策工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 不動産業者等の法人である者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、第3条の工事に係る施工業者が作成した見積書（以下「見積書」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。ただし、藤沢市津波避難計画に位置づけた津波避難路に面しているブロック埠等については、乗じる率は4分の3と、限度額は45万円とする。

※ 見積書の総額については、1円未満は切り捨てとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック埠等安全対策工事費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票、運転免許証又は健康保険被保険者証等、申請者の住所を確かめるに足りる資料の写し
- (2) 案内図
- (3) 配置図（周囲の道路幅員がわかるもの）
- (4) 施工前のブロック埠等の平面図、立面図及び写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 対象となる戸建て住宅の固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る補助金交付年度の納税通知書（課税明細書含む）の写し
- (7) 市税の納付状況確認同意書（第2号様式）
- (8) 安全対策工事の計画平面図、立面図及び断面図（撤去のみの場合は不要）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付又は不交付を決定し、危険ブロック埠等安全対策工事費補助金交付等決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条に基づく補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」とい

う。)は、当該決定の通知を受けた後において、内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ危険ブロック塀等安全対策工事費補助金変更・中止承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、承認の可否について、危険ブロック塀等安全対策工事費補助金変更・中止承認等通知書(第5号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、第3条の工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月15日〔同日が藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の直近の市の休日でない日〕のいずれか早い日(市長が特別の理由があると認める場合は市長が別に定める日)までに、危険ブロック塀等安全対策工事費補助金完了届兼実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工後の平面図、立面図
- (2) 全景写真(施工前、施工中、施工後)
- (3) 当該工事に係る施工業者との契約書(請負書、発注書等)の写し
- (4) 当該工事に係る施工業者の領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による完了届兼実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地の確認等を行い、適正と認める場合は補助金を交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受ける者は、市長が指定した期限までに、藤沢市財務規則(昭和39年藤沢市規則第7号)に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(維持管理及び処分)

第11条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、安全な工作物等を設置した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、当該工作物を補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。